

令和 7 年 9 月

第 4 回徳島市議会定例会議案

(予 算 議 案)

目

次

議案第 75 号	令和 7 年度徳島市一般会計補正予算（第 4 号）	1	ページ
議案第 76 号	令和 7 年度徳島市介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）	11	〃
議案第 77 号	令和 7 年度徳島市市民病院事業会計補正予算（第 1 号）	17	〃

令和 7 年度徳島市一般会計補正予算（第 4 号）

令和 7 年度徳島市一般会計補正予算（第 4 号）

令和 7 年度徳島市の一般会計補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 6 0 7, 7 2 6 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 2 6, 4 4 8, 9 0 2 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第 2 条 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 1 3 条第 1 項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 2 表 繰越明許費」による。

（債務負担行為の補正）

第 3 条 債務負担行為の補正は、「第 3 表 債務負担行為補正（追加）」による。

（地方債の補正）

第 4 条 地方債の補正は、「第 4 表 地方債補正（追加）」及び「第 5 表 地方債補正（変更）」による。

令和 7 年 9 月 5 日提出

徳 島 市 長 遠 藤 彰 良

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金		26,787,383	219,844	27,007,227
	1 国庫負担金	22,403,217	2,756	22,405,973
	2 国庫補助金	4,241,496	215,923	4,457,419
	3 国庫委託金	142,670	1,165	143,835
16 県支出金		10,045,453	3,035	10,048,488
	1 県負担金	6,923,708	1,378	6,925,086
	2 県補助金	2,529,618	1,657	2,531,275
17 財産収入		190,181	12	190,193
	1 財産運用収入	102,852	12	102,864
18 寄附金		912,533	8,000	920,533
	1 寄附金	912,533	8,000	920,533
20 諸収入		1,642,215	597	1,642,812
	5 雑入	779,313	597	779,910
21 市債		15,357,800	303,400	15,661,200
	1 市債	15,357,800	303,400	15,661,200
22 繰越金			72,838	72,838
	1 繰越金		72,838	72,838
歳入合計		125,841,176	607,726	126,448,902

歳 出

(単位 千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
2 総 務 費		14,803,129	26,781	14,829,910
	2 徴 税 費	1,440,006	25,616	1,465,622
	3 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費	793,639	1,165	794,804
3 民 生 費		58,769,510	212,608	58,982,118
	1 社 会 福 祉 費	26,872,625	212,608	27,085,233
4 衛 生 費		11,929,530	12,740	11,942,270
	1 保 健 衛 生 費	6,453,063	12,740	6,465,803
6 農 林 水 産 業 費		1,116,794	19,990	1,136,784
	2 農 地 費	656,518	19,990	676,508
8 土 木 費		13,217,194	204,321	13,421,515
	2 道 路 橋 り ょ う 費	2,949,971	8,100	2,958,071
	3 河 川 及 び 排 水 施 設 費	1,248,763	2,084	1,250,847
	4 港 湾 費	2,697	4,500	7,197
	5 都 市 計 画 費	7,740,968	189,637	7,930,605
10 教 育 費		9,870,483	131,286	10,001,769
	1 教 育 総 務 費	1,090,764	8,012	1,098,776
	3 中 学 校 費	1,300,602	21,131	1,321,733
	5 幼 稚 園 費	1,027,366	47,143	1,074,509

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
	8 保 健 体 育 費	601,552	55,000	656,552
歳 出	合 計	125,841,176	607,726	126,448,902

第2表 繰越明許費

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
9 消 防 費	1 消 防 費	災 害 対 策 車 両 整 備 事 業	4,032

第3表 債務負担行為補正（追加）

（単位 千円）

事 項	期 間	限 度 額
個人住民税課税資料処理業務委託事業	令和8年度	12,869
高機能消防指令センター整備事業	令和8年度から令和13年度まで	11,000
国府中学校長寿命化改修事業	令和7年度及び令和8年度	25,000
高等学校屋内運動場空調設備整備事業	令和7年度及び令和8年度	354,090
旧加茂名幼稚園園舎解体事業	令和8年度	62,857
田宮公園プール改修事業	令和8年度	45,000

第4表 地方債補正（追加）

（単位 千円）

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
農 業 農 村 整 備 事 業	17,100	普 通 貸 借 又 は 証 券 発 行	5.0%以内 （ただし、利率 見直し方式で借 り入れる資金に ついて、利率の 見直しを行った 後においては、 当該見直し後の 利率）	借入年度から据置期間を含め、令和38年度以内に元利 均等償還。ただし、政府資金については融資条件により、 銀行その他については融資条件があるときはこれによる ことができる。 市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、 若しくは繰上償還又は低利に借換えすることができる。
港 湾 整 備 事 業	4,000			
幼 稚 園 施 設 整 備 事 業	42,400			

第5表 地方債補正（変更）

（単位 千円）

起 債 の 目 的	限 度 額			起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
	補 正 前 の 額	補 正 額	補 正 後 の 額			
道 路 橋 り ょ う 整 備 事 業	1,508,500	7,200	1,515,700	補 正 前 に 同 じ		
排 水 施 設 整 備 事 業	1,988,400	1,900	1,990,300			
都 市 計 画 事 業	1,269,000	169,200	1,438,200			
中 学 校 施 設 整 備 事 業	367,400	21,100	388,500			
社 会 体 育 施 設 整 備 事 業	148,200	40,500	188,700			

令和 7 年度徳島市介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）

令和 7 年度徳島市介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）

令和 7 年度徳島市の介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 7 7 6, 0 0 7 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 8, 6 2 6, 7 7 0 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 7 年 9 月 5 日提出

徳 島 市 長 遠 藤 彰 良

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4 支払基金交付金		7,242,253	△ 65,752	7,176,501
	1 支払基金交付金	7,242,253	△ 65,752	7,176,501
6 財産収入		7,949	688	8,637
	1 財産運用収入	7,949	688	8,637
9 繰越金			841,071	841,071
	1 繰越金		841,071	841,071
歳入合計		27,850,763	776,007	28,626,770

歳 出

(単位 千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
4 基 金 積 立 金		7, 949	514, 811	522, 760
	1 基 金 積 立 金	7, 949	514, 811	522, 760
6 諸 支 出 金		10, 698	261, 196	271, 894
	1 諸 支 出 金	10, 698	261, 196	271, 894
歳 出 合 計		27, 850, 763	776, 007	28, 626, 770

令和 7 年度徳島市市民病院事業会計補正予算（第 1 号）

令和 7 年度徳島市市民病院事業会計補正予算（第 1 号）

第 1 条 令和 7 年度市民病院事業会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

第 2 条 令和 7 年度市民病院事業会計予算第 10 条の次に次の 1 条を加える。

（債務負担行為）

第 11 条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
院内保育所運營業務委託	令和 7 年度から令和 12 年度まで	1 5 7 , 0 1 0 千円

令和 7 年 9 月 5 日提出

徳 島 市 長 遠 藤 彰 良

